

合併協議会の協議状況等

平成18年4月1日現在

1 合併協議会事務局の概要

合併協議会の名称	吉井町・浮羽町合併協議会		設置年月日	平成15年4月17日	
構成市町村名	吉井町、浮羽町		廃止年月日	平成17年3月19日	
事務局所在地	〒839-1393 吉井町大字新治316 (吉井町役場別棟)		事務局の連絡先	T E L 0943-75-3111 F A X 0943-75-3463	
ホームページアドレス	http://www.yoshii-ukiha.com		Eメールアドレス	yoshii.ukiha- gappei@rapid.ocn.ne.jp	
会長名	堀 万治 (浮羽町長)	事務局長名	篠原 武英 (浮羽町)	事務局市町村職員数	4名
合併協議会設置までの経過	平14. 7～浮羽郡三町任意合併協議会を設置 平15. 1～吉井町・浮羽町任意協議会を設置し、合併調整項目の調整案やまちづくり構想を協議。 平15. 4 2町の各議会で合併協議会設置議案を可決。				

2 合併協議会の協議状況

協議会の開催日	平成15年4月から平成17年3月までの間に21回の合併協議会が開催された。			
設置している小委員会名	①支所選定②下水道			
主な合併協 定項目(市 町村議会の 議決事項及 び合併市町 村の条例事 項)の協議 状況	合併の方式	吉井町、浮羽町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併(対等合併)とする。		
	合併の期日	合併の期日は、平成17年3月20日とする。		
	市町村の名称	新市の名称は「うきは市」とする。		
	事務所の位置	1 新市の事務所の位置は、現在の吉井町役場(浮羽郡吉井町大字新治316番地)の位置とする。 2 分庁方式とし、現在の吉井町役場を吉井庁舎、現在の浮羽町役場を浮羽庁舎と呼称する。		
	財産の取扱い	1 2町の所有する財産(公有財産・物品・債権・基金)及び債務については、すべて新市に引き継ぐものとする。 2 2町において設置している基金については、合併時までに調整し、合併後新市において同様の基金を設置するものとする。ただし、特定目的基金については、新市の事業に合わせて整理合理化を図る。		
	議員定数・任期	1 議会議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、合併の日から平成18年4月30日まで引き続き新市の議会議員として在任する。 2 新市の議会議員の定数については、18人とする。		
	農業委員会委員定数・任期	1 農業委員会の委員の任期について、2町の農業委員会の選挙で選任された委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併の日から平成18年3月19日まで引き続き新市の農業委員会の委員として在任する。 2 新市の農業委員会の選挙による委員の定数は18人とする。		
	地方税の取扱い	1 集合徴収方式については、新市に引き継ぐ。 2 個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税及び入湯税に係る税率については、現行どおりとする。 3 納期については、次のとおり取扱うものとする。 (1) 集合徴収方式による市税の納期については、現行どおり10期とする。ただし、納付の方法については、個人集合徴収方式とする。 (2) 住民登録外者等における固定資産税の納期については、5月、7月、9月及び12月の年4期とし、各月の1日から末日までとする。ただし、12月については1日から28日までとする。 (3) 軽自動車税の納期については、5月1日から同月31日までとする。 4 固定資産税の減免及び課税免除については、合併時までに調整を図り、不均一課税については、浮羽町の条例、規則を引き継ぐ。 5 入湯税の課税免除については、合併時までに調整する。		
	事務組織・機構	新市の事務組織及び機構については、地方分権の推進や総合的な住民サービスの向上に充分配慮し、次のとおり合併時までに整備する。 (1) 市民にとって利用しやすく市民の声を反映できる事務組織、機構を構築する。 (2) 住民への行政サービスについては、一層の向上に適応できる事務組織、機構を構築する。 (3) 地方分権時代における各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる事務組織、機構を構築する。 (4) 指揮系統がわかりやすく、事務処理が効率的で、責任の所在が明確な事務組織、機構を構築する。		
	町名・字名の取扱い	1 字の区域については、従前どおりとする。 2 町又は字の名称については、旧自治体名を付し、「大字」を削除した名称に変更する。		
その他(地域審議会)	市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の吉井町、浮羽町の各区域を対象とする地域審議会を設置する。 設置に当たっては、別添「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。			
市町村建設計画の概要(計画期間、将来ビジョン、主要プロジェクト、県事業等)	計画の実施期間：平成17年度から平成26年度までの10年間とする。 新市の将来像： 「郷土の魅力、未来へつなぐ心のふるさと 一誇り・交流・夢一」 新市建設の基本方針： (1) 人がいきいきする産業の振興 (2) 人を大切にする保健・福祉の充実 (3) 人が過ごしやすい生活基盤の整備 (4) 人にやさしい生活環境の整備 (5) 人を育む教育・文化の充実 (6) 人がふれあう交流の促進 (7) ともに歩む行財政運営の推進 県事業： 2町が一体となったまちづくりを推進する。 (1) 産業振興事業 (2) 治山治水事業 (3) 交通安全施設整備 (4) 道路建設事業			

3 県・国の主な支援策・手続

合併協議会支援交付金等	平成14年度、浮羽郡三町任意協議会に対して合併協議会支援交付金を交付。
合併重点支援地域の指定	平成16年9月2日指定
県職員の参画状況	合併協議会アドバイザーとして、地方課合併支援室企画主幹を派遣

国の財政支援措置		単位：億円
合併特例債	標準全体事業費（起債上限額）	106.1
	起債充当額（標準全体事業費の95%）	100.8
	普通交付税算入額（起債充当額の70%）	70.6
	合併市町村振興基金の標準基金規模	9.4
	起債充当額（標準基金規模の95%）	8.9
合併直後の臨時的経費に対する財政措置等	普通交付税措置（合併補正）	2.7
	特別交付税措置	7.0
	合併市町村補助金	3.0
福岡県の財政支援措置		単位：億円
福岡県市町村合併推進特例交付金	基本額	5.0
	増加人口加算	0.0

合併手続

年 月 日	手続内容等
平成16年4月26日	市町村建設計画決定
—	合併協議会における合併の可否の決定
平成16年7月31日	合併調印式
平成16年8月2日	市町村議会最終議決
平成16年8月4日	廃置分合申請
平成16年8月16日	市制施行協議（県→国）
平成16年8月27日	協議回答（国→県）
平成16年9月21日	県議会に議案提案
平成16年10月13日	県議会議決
平成16年10月13日	県知事決定処分
平成16年11月12日	総務大臣告示

4 合併市町村に関するデータ

新市職務執行者	堀 万治（前浮羽町長）	任期：平17.3.20～平17.4.24
新市長	怡土 康男（前吉井町助役）	任期：平17.4.25～平21.4.24

5 合併関係市町村等に関するデータ

(1) 人口・面積等

市町村名	国勢調査人口			住基人口 平16.3.31	H12国調 高齢化率 (%)	総面積（平 成16.10.1） k m ²	市町村 コード	類 型
	平2.10.1	平7.10.1	平12.10.1					
吉井町	17,568	17,545	17,209	17,504	22.4	28.29	404811	IV-2
浮羽町	18,342	17,634	16,836	16,779	23.5	89.26	404837	IV-2
計	35,910	35,179	34,045	34,283	22.9	117.55		

(2) 産業別就業人口（平成12年国勢調査）

市町村名	第1次産業		第2次産業		第3次産業		計
	(人)	率 (%)	(人)	率 (%)	(人)	率 (%)	
吉井町	1,376	16.2	2,392	28.2	4,714	55.5	8,493
浮羽町	1,625	18.9	2,918	33.9	4,026	46.8	8,604
計	3,001	17.6	5,310	31.1	8,740	51.1	17,097

(3) 市町村長、議員の任期等

市町村名	市町村長		市町村議会議員		職員数（平15.4.1）		
	任期	任期	定数	普通会計	公営事業会計	計	
吉井町	平19.1.27	平19.4.29	16	120	12	132	
浮羽町	平17.12.24	平19.4.29	16	136	16	152	
計			32	256	28	284	

(4) 財政指標

市町村名	標準財政規模 平15決算	経常収支比 率平15決算	財政力指数 (平13～15)	公債費負担比 率平15決算	起債制限比 率(3か年平均)	積立金現在高 平15決算 財調等 特定目的	土地開発公 社土地保有 高平15決算	ラスパイレス 指数 (平16.4.1)
	(百万円)	(%)		(%)	(%)	(百万円)	(百万円)	
吉井町	3,268	78.9	0.41	8.8	3.9	1,103	1,920	219
浮羽町	3,715	84.1	0.34	14.0	5.4	2,301	2,421	79

(5) 主な広域行政等

市町村名	ごみ処理	し尿処理	火葬場	消防・救急	介護保険	広域計画等	退職手当	老人ホーム	自治会館の 運営管理
吉井町	浮羽郡衛生施設組合	浮羽郡衛生施設組合	田主丸町・吉井町衛生施設組合	福岡県南広域消防組合	福岡県介護保険広域連合	久留米広域市町村圏事務組合	福岡県市町村職員退職手当組合	浮羽老人ホーム組合	浮羽郡自治会館組合
浮羽町			(町単独)						

市町村名	公平委員会	公務災害補償
吉井町	浮羽郡自治会館組合外2組合公平委員会 (吉井町は福岡県に事務の委託)	福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合
浮羽町		

(6) 公営企業の設置状況

市町村名	特環下水道	農業集落排水	簡水	特定地域排水
吉井町	○	○	○	
浮羽町	○			○

(7) 地域指定等

市町村名	辺地地域	農村地域工業等導入地区	工業再配置誘導地域	農業振興地域	雇用機会増大促進地域	地方拠点都市地域	振興山村	特定農山村	国定公園
吉井町		農工計画策定済	誘導	○	○	久留米			○
浮羽町	○	農工計画策定済	誘導	○	○	久留米	一部	一部	○

地域指定等 つづき

市町村名	県立公園	伝統的工芸品指定地域
吉井町	○	
浮羽町	○	○

(8) 広域圏構想等

市町村名	快適生活圈構想	福岡県市町村合併推進要綱	広域行政圏	保健医療計画(二次医療圏)	高齢者福祉計画	ゴミ処理広域化計画	総合農協(現行)	特定地域振興計画
吉井町	筑後・北部ゾーンの一部	合併パターンA内	久留米ふるさと市町村圏内	久留米地区保健医療圏内	久留米地区保健福祉圏域内	浮羽ブロック内	にじ	浮羽地域振興計画
浮羽町								

6 県・国行政管轄区域等

(1) 県の主な行政管轄区域等

市町村名	警察署	県税事務所	保健福祉環境事務所		農林事務所	地域農業改良普及センター	家畜保健衛生所	土木事務所	県議会選挙区(定数)
			(保健所機能)	(福祉事務所機能)					
吉井町	吉井警察署	久留米県税事務所	※久留米保健所浮羽支所	久留米保健福祉環境事務所浮羽支所	甘木農林事務所	久留米地域農業改良普及センター	両筑家畜保健衛生所	久留米土木事務所	浮羽郡(1)
浮羽町									

※保健福祉環境事務所内に保健所が設置されている。

(2) 国の主な行政管轄区域等

市町村名	法務局	労働基準監督署	公共職業安定所	社会保険事務所	税務署	市外局番	衆議院小選挙区
吉井町	吉井支局	久留米労働基準監督署	久留米公共職業安定所	久留米社会保険事務所	久留米税務署	09437	6区
浮羽町							